

山口県報

令和2年
3月6日
(金曜日)

目次

○規則	学校教育法施行細則の一部を改正する規則(学事文書課).....	一
	私立学校法施行細則の一部を改正する規則(学事文書課).....	二
○告示	生活保護法の規定に基づく医療機関の指定(厚政課).....	三
	特定計量器の定期検査の実施(計量検定所).....	三
	道路の区域の変更(道路整備課).....	七
	道路の供用の開始(道路整備課).....	七
	急傾斜地崩壊危険区域の指定(砂防課).....	七
○人委公告	令和2年度山口県職員採用大学卒業程度試験の実施.....	八
	令和2年度山口県警察官(男性)採用(A)試験(第一回)の実施.....	一〇
	令和2年度山口県警察官(女性)採用(A)試験(第一回)の実施.....	一二
○雑報	環境影響評価法の規定に基づく環境影響評価準備書の縦覧.....	一四
	環境影響評価法の規定に基づく準備書説明会の開催.....	一五
	県報の正誤(令和2年2月14日山口県告示第三十二号).....	一五



学校教育法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年2月6日

山口県知事 村岡嗣政

山口県規則第四号

学校教育法施行細則の一部を改正する規則

学校教育法施行細則(平成十三年山口県規則第二十二号)の一部を次のように改正する。

別記第二号様式中

- 「1 成年被後見人又は被保護人
 - 2 禁錮以上の刑に処せられた者
 - 3 教育職員免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者
 - 4 教育職員免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者
 - 5 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者」
- 「1 禁錮以上の刑に処せられた者
- 2 教育職員免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者
 - 3 教育職員免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者
 - 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
 - 5 精神の機能の障害により私立学校等の設置者の職務を適正に執行するに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

私立学校法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月六日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第五号

私立学校法施行細則の一部を改正する規則

私立学校法施行細則（平成十三年山口県規則第百七号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「第二条第四項」を「第二条第五項」に改め、同条第三項中「第二条第四項」を「第二条第五項」に、「同条第一項第四号の書面」を「同条第一項第五号ハの書類」に改める。

別記第一号様式の添付書類中5を削り、4を5とし、3の次に次のように加える。

4 設立代表者の履歴書

別記第一号様式の添付書類6を次のように改める。

6 役員のうち、各役員について、その配偶者又は3親等以内の親族が1人を超えて含まれていないことを証明する書類

別記第一号様式の添付書類中11を削り、10を11とし、9を削り、8を10とし、7を9

とし、6の次に次のように加える。

7 財産目録その他の最近における財産の状況を知ることができる書類

8 寄附申込書

別記第二号様式中

- 「1 成年被後见人又は被保佐人
 2 禁錮以上の刑に処せられた者
 3 教育職員免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者
 4 教育職員免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者
 5 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者」
 「1 禁錮以上の刑に処せられた者
 2 教育職員免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者
 3 教育職員免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者
 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
 5 精神の機能の障害により役員の職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」
 附 則
 この規則は、公布の日から施行する。



山口県告示第六十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和二年三月六日

名 医	療 称	所 在 地	指 定 年 月 日
はせがわクリニク		岩国市山手町一丁目一〇番七号	令和二、一、一
福岡歯科医院		周南市岐南町八番三号	〃 〃 〃
しおかわ薬局		下松市栄町三丁目三番九号	〃 〃 〃

山口県告示第六十二号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定により、計量法施行令（平

- 成五年政令第三百二十九号）第十条第一項各号に掲げる特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。
- 令和二年三月六日
- 山口県知事 村岡 嗣 政
- | 一 区域 | 山陽小野田市 |
|-------------|-----------------|
| 二 検査の期日、場所等 | |
| 期 日 | 令和二、四、一七 |
| 時 間 | 午前一〇時から正午まで |
| 場 所 | 山陽小野田市赤崎公民館 |
| | 午後一時から午後三時三〇分まで |
| | 山陽小野田市民館 |
| | 午前一〇時三〇分から午前 |
| | 一一時三〇分まで |
| | 山陽小野田市厚陽公民館 |
| | 午後一時から午後三時三〇分まで |
| | 山陽小野田市商工センター |
| | 午前一〇時三〇分から午前 |
| | 一一時三〇分まで |
| | 山陽小野田市埴生公民館 |
| | 午後一時から午後三時まで |
| | 山陽小野田市厚狭地区複合施設 |
| | 午前一〇時から正午まで及 |
| | び午後一時から午後三時ま |
| | 山陽小野田市小野田勤労青少年 |
| | ホーム |
- 令和二年四月二十三日から同年六月三十日までは、山口県計量検定所において実施する。

三 所在場所における定期検査の期間
 令和二年十月五日から同年十二月二十二日まで
 四 指定定期検査機関の名称
 一般社団法人山口県計量協会

一 区域	二 検査の期日、場所等	三 時間	四 場所
山口市	令和二、五、一	午前一〇時から正午まで	山口市吉敷地域交流センター
	〃	午後一時三〇分から午後三時まで	山口市仁保地域交流センター
	〃	午前九時三〇分から正午まで及び午後一時から午後三時まで	山口市小郡総合支所
	〃	午前九時三〇分から午前一時三〇分まで	山口市嘉川地域交流センター
	〃	午後一時から午後二時まで	山口市二島地域交流センター
	〃	午後二時三〇分から午後三時三〇分まで	山口市陶地域交流センター
	〃	午前一〇時から午前一時三〇分まで	山口市宮野地域交流センター
	〃	午前一時三〇分から正午まで	山口市大蔵地域交流センター
	〃	午後一時三〇分から午後三時三〇分まで	山口市平川地域交流センター
	〃	午前九時から午前一時まで	山口市鑄銭司地域交流センター
	〃	午前一時から正午まで	山口市小鯖地域交流センター
	〃	午後一時から午後三時三〇分まで	山口市大内地域交流センター
	〃	午前一〇時から正午まで及び午後一時から午後三時まで	山口市阿知須総合支所
	〃	午前九時三〇分から正午まで及び午後一時から午後三時まで	山口市福祉センター
	〃	午前一〇時から午前一時三〇分まで	山口市大海総合センター
	〃	午後一時から午後三時まで	山口市秋穂総合支所

〃 〃 二一 午前一〇時から午前一時三〇分まで
 〃 〃 二一 午前一時三〇分から正午まで
 〃 〃 二一 午後一時三〇分から午後三時まで
 〃 〃 二二 午前一〇時三〇分から午前一時三〇分まで
 〃 〃 二二 午後一時から午後三時まで
 〃 〃 二五 午前一〇時三〇分から正午まで
 〃 〃 二六 午後一時から午後三時まで
 〃 〃 二六 午前九時三〇分から正午まで及び午後一時から午後三時まで

令和二年五月二十七日から同年七月三十一日までは、山口県計量検定所において実施する。

三 所在場所における定期検査の期間
 令和二年六月二十六日から同年七月二十二日まで

四 指定定期検査機関の名称
 一般社団法人山口県計量協会

一 区域	二 検査の期日、場所等	三 時間	四 場所
萩市	令和二、六、八	午前一〇時から正午まで及び午後一時から午後三時まで	萩市民館
	〃	午後一時から午後三時まで	萩市大島出張所
	〃	午前一〇時から正午まで	萩市相島文化センター
	〃	午前一時から正午まで及び午後一時から午後三時まで	萩市大字東浜崎町一三七
	〃	午後一時から午後三時まで	萩市三見出張所
	〃	午後一時から午後三時まで	萩市大字山田五一五三
	〃	午後一時から午後三時まで	山口県漁業協同組合玉江浦支店

区域	検査の期日、場所等	検査の期日、場所等
一 区域 美祢市	二 検査の期日、場所等 令和二、七、六 午前一〇時から午前一一時 美祢産業技術センター 午前一一時から正午 美祢市豊田前公民館 午後一時三〇分から午後三時 美祢市厚保公民館 午後三時から午後四時三〇分まで 美祢市秋吉公民館 午前九時三〇分から午前一一時三〇分まで 美祢市於福公民館 午前一一時から正午 美祢市嘉万公民館 午後一時三〇分から午後三時まで 美祢市嘉万公民館 午前九時三〇分から午前一一時三〇分まで 真長田定住センター 午前一一時から午後三時まで 美祢市美東センター 午後一時から午後三時まで 美祢市民会館 令和二年七月九日から同年九月三十日まで、山口県計量検定所において実施する。 三 所在場所における定期検査の期間 令和二年九月三日から同月二十五日まで 四 指定定期検査機関の名称 一般社団法人山口県計量協会	〇分まで 午前九時から午前一〇時三十分まで 午前一一時から正午まで 午前一一時から正午まで 午後一時三〇分から午後三時まで 午後二時から午後三時まで 午後三時から午後四時三十分まで 午前九時三〇分から午前一一時三〇分まで 午前一一時から正午まで 午後一時三〇分から午後三時まで 午後二時から午後三時まで 午後三時から午後四時三十分まで 午前九時三〇分から午前一一時三〇分まで 午前一一時から正午まで 午後一時三〇分から午後三時まで 午後二時から午後三時まで 午後三時から午後四時三十分まで 午前九時三〇分から午前一一時三〇分まで 午前一一時から正午まで 午後一時三〇分から午後三時まで 午後二時から午後三時まで 午後三時から午後四時三十分まで
		萩市見島ふれあい交流センター 萩市見島一八三四の三 山口県漁業協同組合宇津支店 萩市旭活性化センター 萩市旭総合事務所 萩市川上公民館 萩市小川支所 萩市田万川保健センター 萩市大字江崎一七六一の二三 江崎ふるさとセンター 萩市弥富支所 萩市須佐総合事務所 萩市福栄農業担い手育成センター 萩市むつみ総合事務所 萩市高俣支所 萩市大井公民館 萩市大宇津東六四四六の五 山口県漁業協同組合はぎ支店 萩市福栄コミュニティセンター 萩市大井公民館 萩市民館
		一 区域 長門市 二 検査の期日、場所等 令和二、七、一五 午前一一時から午前一二時 宇津賀集落センター 午後一時から午後一時三〇分まで 長門市油谷向津具下三四五一の 午後三時から午後三時三〇分まで 長門市置上二六五五の七 山口県漁業協同組合久津支店 山口県漁業協同組合黄波戸支店

午後一時三〇分から午後三時まで
 宇部市北部総合支所
 午後一〇時から正午まで及び午後一時から午後三時三〇分まで
 宇部市勤労青少年会館

- 令和二年九月二十三日から同年十一月三十日まで、山口県計量検定所において実施する。
- 三 所在場所における定期検査の期間
令和二年十月五日から同年十二月二十二日まで
 - 四 指定定期検査機関の名称
一般社団法人山口県計量協会

山口県告示第六十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和二年三月六日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

令和二年三月六日

山口県知事 村岡 嗣政

道路の種類 県道
 路線名 湯ノ口美祢線
 道路の区域

区 間	旧新別		敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
	旧	新			
美祢市美東町大田字山田境四三九三の一地先から同市美東町大田 同字四四〇七地先まで	最狭 一三・〇五	最狭 二二・七	二二・六	四九・〇	道路改良工事の完了による。
	最狭 一三・〇五	最狭 二二・七			
美祢市美東町大田字山田境四四〇七の一地先から同市美東町大田 同字四三九八の一地先まで	最狭 二一・八	最狭 二二・七	二二・八	四九・〇	道路改良工事の完了による。
	最狭 二一・八	最狭 二二・七			
美祢市美東町大田字山田境四四〇五の一地先から同市美東町綾木字上山田一〇五八六	最狭 一九六・〇	最狭 二一・八	二一・八	四九・〇	道路改良工事の完了による。
	最狭 一九六・〇	最狭 二一・八			

の一地先まで

新
最狭 六・五
最狭 二四・〇

一八八・〇

道路改良工事の完了による。

山口県告示第六十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和二年三月六日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

令和二年三月六日

山口県知事 村岡 嗣政

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
湯ノ口美祢線	美祢市美東町大田字山田境四三九三の一地先から同市美東町大田 同字四四〇七地先まで	令和二年三月七日
	美祢市美東町大田字山田境四四〇七地先から同市美東町大田 同字四三九八の一地先まで	
	美祢市美東町大田字山田境四四〇五の一地先から同市美東町綾木字上山田一〇五八六の一地先まで	

山口県告示第六十五号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

令和二年三月六日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 区域の名称
北石(4)地区
- 二 区域の範囲
次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた区域

郡名	大島郡	町名	周防大島町	大字名	小松	字名	東石	地番	六七九	標柱番号	一号
									六六〇		二号
									七〇一の一		三号
									一〇六三五の一		四号
									六四一の一		五号
									六四四の一		六号
									六一二の五		七号
									六〇一		八号
									六〇八の五		九号



公 告

令和二年度山口県職員採用大学卒業程度試験の実施

令和二年度山口県職員採用大学卒業程度試験を次のとおり実施します。

令和二年三月六日

山口県人事委員会

一 試験職種、採用予定人員及び職務の概要

試験は、次の表のとおり行います。

試験職種	採用予定人員	職務の概要
行政 三人程度	知事部局、教育庁、企業局等の各課及び出先機関（県立学校を含む。）における一般行政事務	

二 受験資格

(一) 平成三年四月二日から平成十一年四月一日までに生まれた者又は平成十一年四月二日以降に生まれた者で学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する大学（山口県人事委員会がこれと同等と認めるものを含み、短期大学を除く。）の卒業業者若しくは令和三年三月三十一日までに卒業する見込みのものが受験できます。

(二) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

1 日本の国籍を有しない者

2 民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第四百十九号）附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者

3 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

4 山口県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

5 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

三 試験の方法、内容、日時及び場所

試験は、第一次試験及び第二次試験とします。

なお、第二次試験は、第一次試験合格者について行いますが、第二次試験の一部である性格検査及びアピールシート試験は日程等の都合により、第一次試験の当日第一次試験の受験者全員について行います。

(一) 方法及び内容

1 第一次試験

言語的理解力、数的処理能力及び論理的思考力について、択一式による筆記試験により、基礎能力試験を行います。

2 第二次試験

(1) 性格検査
性格等に関する検査を行います。

(2) アピールシート試験

表現力、構成力、経験、意欲等について、記述式による筆記試験を行います。

(3) 口述試験等

人物について総合的に評定するため、個別面接及び集団討論による試験並びに適正検査を行います。

(二) 日時及び場所

1 第一次試験並びに性格検査及びアピールシート試験

日時 令和二年四月二十六日（日曜日）

試験室 入室 午前九時三十分まで

基礎能力試験 午前十時から午前十一時十分まで

性格検査 午前十一時四十分から午後零時二十分まで

アピールシート試験 午後一時三十五分から午後三時五分まで

場 所 山口市桜島六丁目二番一号

山口県立大学北キャンパス

2 口述試験等

日 時 令和二年五月二十七日(水曜日)又は同月二十八日(木曜日)のいずれかで、山口県人事委員会が指定する日

場 所 山口市滝町一番一号

山口県庁

四 配点 詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。

(一) 第一次試験及び第二次試験の配点については、次のとおりとします。

基礎能力試験 八〇点

(二) 第二次試験

アピールシート試験 六〇点

口述試験等 一四〇点

五 合格者の決定方法

(一) 第一次試験合格者は、基礎能力試験の得点順に決定します。

ただし、基礎能力試験の得点が平均点の六割未満の場合は、不合格となります。

(二) 最終合格者は、第一次試験の得点のいかんにかかわらず第二次試験の結果に基づいて決定します。

ただし、アピールシート試験の得点が平均点の五割以下の場合又は口述試験等の得点が三十五点以下の場合には、不合格となります。

なお、アピールシート試験は、第一次試験と同日に行いますが、第一次試験合格者のみ採点を行います。

六 合格者の発表

(一) 第一次試験合格者

令和二年五月十一日(月曜日)とし、合格者の受験番号を山口県庁本館棟一階のエントランスホール掲示板に掲示するとともに、合格者に文書で通知します。

(二) 最終合格者

令和二年六月下旬とし、合格者の受験番号を山口県庁本館棟一階のエントランスホール掲示板に掲示するとともに、合格者に文書で通知します。

なお、発表日は、第二次試験当日にお知らせします。

(三) 試験の得点等の開示

試験の得点及び順位の開示は、山口県人事委員会事務局において行うので、試験

の得点及び順位の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日(第一次試験の合格者にあつては、最終合格者の発表日)以後、来所の上、その旨を山口県人事委員会に申し出てください。

七 合格から採用までの経路及び給与

(一) 合格者は、山口県人事委員会が作成する採用候補者名簿に登載され、このうちから各任命権者が採用者を決定します。この名簿は、原則として一年間有効です。

(二) 採用は、原則として令和三年四月一日に行われます。

(三) 給与は、各人の経歴によって異なりますが、一般の職員の場合は、一般職の職員の給与に関する条例(昭和二十六年山口県条例第二号)別表第一の行政職給料表の一級二十九号給の給料月額が支給されるほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

八 受験手続及び受付期間

(一) 受験案内の請求

令和二年三月六日(金曜日)以後に山口県人事委員会事務局(山口市滝町一番一号(郵便番号七五三三八五〇一))に請求してください。郵便で請求する場合は、封筒の表に「大学卒業程度試験(チャレンジ型)受験案内請求」と朱書し、百二十円分の切手を貼った宛先及び郵便番号を明記した返信用封筒(縦三十三・二センチメートル、横二十四センチメートルのもの)を必ず同封してください。

(二) 受験の申込み

インターネットを利用する方法により受験の申込みをしてください。なお、特別の事情によりインターネットを利用する方法による受験の申込みをすることができない場合は、令和二年三月十六日(月曜日)までに山口県人事委員会事務局(電話〇八三一九三三三四四七四)に問い合わせてください。

(三) 受験上の希望事項

身体の障害等がある者で試験当日に車椅子等補装具を使用するなど、受験に際しての希望事項がある者は、受験の申込みの際に必ずその内容を入力してください。なお、入力に当たっては、山口県人事委員会事務局のホームページの「採用試験情報」に掲載している「障害者への受験上の配慮に係る取扱要領」を参照してください。

(四) 受付の期間及び時間

令和二年三月六日(金曜日)午前九時から同月二十六日(木曜日)午後五時まで

その他

その他この試験の詳細については、山口県人事委員会事務局に問い合わせてください

い。
公告

令和二年度山口県警察官(男性)採用(A)試験(第一回)の実施
令和二年度山口県警察官(男性)採用(A)試験(第一回)を次のとおり実施します。
令和二年三月六日
山口県人事委員会

一 募集都府県名及び採用予定人員

都府県名	採用予定人員
山口県	四十八人程度
東京都 大阪府	六人程度

二 職務の概要

個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持の任務に従事します。

三 受験資格

(一) 次の表の区分に応じた受験資格に該当する者が受験できます。

都府県名	受験資格
山口県	昭和六十二年四月二日以降に生まれた男性で、学校教育法(昭和二十二年法律第二十号)に規定する大学(山口県人事委員会がこれと同等と認めるものを含み、短期大学を除く。以下「大学等」という。)の卒業者又は令和三年三月三十一日までに卒業する見込みの者
東京都	昭和六十年五月十二日から平成十一年四月一日までに生まれた男性で、大学の卒業者又は令和三年三月三十一日までに卒業する見込みの者
大阪府	昭和六十二年四月二日から平成十五年四月一日までに生まれた男性で、大学の卒業者又は令和三年三月三十一日までに卒業する見込みの者

(二) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

- 日本の国籍を有しない者
- 民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第四十九号)附則第三条第三項

の規定により従前の例によることとされる準禁治産者
3 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終るまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

4 志望する都府県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

5 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

四 試験の方法、内容、日時及び場所

試験は、第一次試験及び第二次試験とし、第二次試験は、第一次試験合格者について行います。

(一) 第一次試験

1 方法及び内容

警察官として必要な一般的な知識及び知能について、択一式による筆記試験により、大学卒業程度の教養試験を行います。

2 日時

令和二年五月十日(日曜日)

試験室入室 午前九時三十分まで

試験 午前十時から午後零時三十分まで

3 場所

下関市 山口県下関警察署

山口市 山口県立大学

周南市 山口県周南総合庁舎

(二) 第二次試験

山口県の合格者については、次のとおり実施します。

なお、東京都及び大阪府の合格者については、当該都府から文書で通知されます。

1 方法及び内容

(1) 論文試験

思考力、表現力、構成力等について試験を行います。

(2) 口述試験等

人物について総合的に評定するため、個別面接及び集団討論による試験並びに適性検査を行います。

(3) 身体検査

山口県人事委員会が指定する公的医療機関等において検査します。詳細につ

いては、第一次試験の合格通知の際お知らせします。

なお、検査には、次のような基準があります。

視力 両眼とも裸眼視力が〇・六以上又は矯正視力が一・〇以上であること。

色覚 職務の遂行に支障がないこと。

聴力 正常であること。

その他 職務の遂行上支障がない身体的状態であること。

(4) 体力検査

職務の遂行上必要な体力を有するかどうかについて検査します。

なお、検査には、次のような基準があります。

反復横跳び 二〇秒間に四五回以上

握力 左右の平均が四一キログラム以上

上体起こし 三〇秒間に二一回以上

シャトルラン 四三回以上

2 日時及び場所

(1) 適性検査及び論文試験

日時 令和二年六月六日(土曜日)

(2) 体力検査

令和二年六月七日(日曜日)又は同月八日(月曜日)のいずれかで、山口県

人事委員会が指定する日に山口市で行います。

(3) 口述試験

令和二年六月八日(月曜日)から同年七月五日(日曜日)までの間で山口県

人事委員会が指定する日に山口市で行います。

詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。

五 配点

山口県の第一次試験及び第二次試験の配点については、次のとおりとします。

(一) 第一次試験

教養試験 五〇点

(二) 第二次試験

論文試験 四〇点

口述試験等 一四〇点

体力検査 六〇点

六 合格者の決定方法

(一) 第一次試験合格者は、試験の得点順に決定します。

ただし、教養試験の得点が平均点の五割未満の場合は、不合格となります。

(二) 最終合格者は、第一次試験の得点のいかんにかかわらず、第二次試験の結果に基づいて決定します。

ただし、論文試験の得点が平均点の五割以下の場合、口述試験等の得点が三十五

点以下の場合、身体検査の基準を満たさない場合又は体力検査の二項目以上が基準

に達しない場合若しくは一項目でも著しく基準を下回る場合は、不合格となります。

七 合格者の発表

(一) 第一次試験合格者

山口県の合格者については、令和二年五月二十日(水曜日)とし、合格者の受験

番号を山口県庁本館棟一階のエントランスホール及び山口県警察本部前の掲示板に

掲示するとともに、合格者に文書で通知します。

なお、東京都及び大阪府の合格者については、当該都府から文書で通知されま

す。

(二) 最終合格者

山口県の合格者については、令和二年七月中旬とし、合格者の受験番号を山口県

庁本館棟一階のエントランスホール及び山口県警察本部前の掲示板に掲示するとと

ともに、合格者に文書で通知します。

なお、発表日は、第二次試験当日にお知らせします。

おつて、東京都及び大阪府の合格者については、当該都府から文書で通知されま

す。

(三) 試験の得点等の開示

試験の得点及び順位の開示は、山口県人事委員会事務局において行うので、試験

の得点及び順位の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日(第一次試験の

合格者にあつては最終合格者の発表日、第一次試験の不合格者で東京都又は大阪府

を志望するものにあつては当該都府の最終合格者の発表日)以後、来所の上、その

旨を山口県人事委員会に申し出てください。

八 合格から採用までの経路及び給与

(一) 合格者は、それぞれの都府県の採用候補者名簿に登録され、このうちから各都府

県の任命権者(警視總監又は警察本部長)が採用者を決定します。この名簿は、原

則として一年間有効です。

(二) 採用は、原則として令和三年四月一日に行われます。採用者は、巡査に任命さ

れ、各都府県の警察学校に入校し、六月間の初任教養を受けた後、勤務箇所配置されます。

- (三) 給与は、各都府県で多少の差はありますが、山口県においては、原則として、一般職の職員の給与に関する条例(昭和二十六年山口県条例第二号)別表第二の公安職給料表の一級二十三号給の給料月額が支給されるほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

九 受験申込書及び受付期間

- (一) 受験申込書の請求

令和二年三月六日(金曜日)以後に山口県人事委員会事務局(山口市滝町一番一
号(郵便番号七五三―八五〇―))に請求してください。郵便で請求する場合は、
封筒の表に「山口県警察官(A)受験申込書請求」と朱書きし、百二十円分の切手を貼つ
た宛先及び郵便番号を明記した返信用封筒(縦三十三・二センチメートル、横二十
四センチメートルのもの)を必ず同封してください。

- (二) 受験の申込み

1 受験申込書に必要な事項を記入し、受験票の郵便はがき欄に宛先及び郵便番号
を明記の上、山口県人事委員会事務局に提出してください。

なお、郵送の場合は、封筒の表に「山口県警察官(A)受験申込書在中」と朱書
し、必ず特定記録郵便等の確実な方法により送付してください。

- 2 受験申込書には志望都府県名を第二志望まで記入できます。

志望できる都府県は、山口県、東京都及び大阪府の三都府県です。ただし、山
口県を第二志望とすることはできません。

- (三) 受験上の希望事項

身体障害等がある者で試験当日に車椅子等補装具を使用するなど、受験に際し
ての希望事項がある者は、受験申込書の該当欄に必ずその内容を記入してくださ
い。

なお、記入に当たっては、山口県人事委員会事務局のホームページの「山口県職
員採用試験情報」に掲載している「障害者への受験上の配慮に係る取扱要領」を参
照してください。

- (四) 受付の期間及び時間

令和二年三月六日(金曜日)から同年四月十五日(水曜日)まで(日曜日及び土
曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する
休日を除く。)の午前八時三十分から午後五時十五分まで受け付けます。

なお、郵送の場合は、令和二年四月十五日までの消印のあるものに限ります。

- (五) インターネットを利用する方法による受験の申込み

1 インターネットを利用する方法により受験の申込みをすることができます。

2 受験の申込みの受付期間及び受付時間
令和二年三月六日(金曜日)午前九時から同年四月八日(水曜日)午後五時ま
で

十 その他

この試験の詳細については、山口県人事委員会事務局(電話〇八三―九三三―四四
七四)又は山口県警察本部警務部警務課(電話〇八三―九三三―〇一一〇)に問い合
わせてください。

公 告

令和二年度山口県警察官(女性)採用(A)試験(第一回)の実施

令和二年度山口県警察官(女性)採用(A)試験(第一回)を次のとおり実施します。

令和二年三月六日

山口県人事委員会

一 採用予定人員

九人程度

二 職務の概要

個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交
通の取締りその他公共の安全と秩序の維持の任務に従事します。

三 受験資格

(一) 昭和六十二年四月二日以降に生まれた女性で、学校教育法(昭和二十二年法律第
二十六号)に規定する大学(山口県人事委員会がこれと同等と認めるものを含み、
短期大学を除く。)の卒業者又は令和三年三月三十一日までに卒業する見込みの者
が受験できます。

(二) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

- 1 日本の国籍を有しない者
- 2 民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第四百十九号)附則第三条第三項
の規定により従前の例によることとされる準禁治産者
- 3 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることが
なくなるまでの者
- 4 山口県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

5 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

四 試験の方法、内容、日時及び場所

試験は、第一次試験及び第二次試験とし、第二次試験は、第一次試験合格者について行います。

(一) 第一次試験

1 方法及び内容

警察官として必要な一般的な知識及び知能について、択一式による筆記試験に
より、大学卒業程度の教養試験を行います。

2 日時

令和二年五月十日(日曜日)

試験室入室 午前九時三十分まで

試験 午前十時から午後零時三十分まで

3 場所

下 関 市 山口県下関警察署

山 口 市 山口県立大学

周 南 市 山口県周南総合庁舎

(二) 第二次試験

1 方法及び内容

(1) 論文試験

思考力、表現力、構成力等について試験を行います。

(2) 口述試験等

人物について総合的に評定するため、個別面接及び集団討論による試験並びに適性検査を行います。

(3) 身体検査

山口県人事委員会が指定する公的医療機関等において検査します。詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。

なお、検査には、次のような基準があります。

視力 両眼とも裸眼視力が〇・六以上又は矯正視力が一・〇以上であること。

色覚 職務の遂行に支障がないこと。

聴力 正常であること。

その他 職務の遂行上支障がない身体的状態であること。

(4) 体力検査

職務の遂行上必要な体力を有するかどうかについて検査します。

なお、検査には、次のような基準があります。

反復横跳び 二〇秒間に四〇回以上

握力 左右の平均が二四キログラム以上

上体起こし 三〇秒間に一五回以上

シャトルラン 二五回以上

関節運動 正常であること。

2 日時及び場所

(1) 適性検査及び論文試験

日時 令和二年六月六日(土曜日)

場所 山口県総合交通センター

(2) 体力検査

令和二年六月七日(日曜日)又は同月八日(月曜日)のいずれかで、山口県

人事委員会が指定する日に山口市で行います。

(3) 口述試験

令和二年六月八日(月曜日)から同年七月五日(日曜日)までの間で山口県人事委員会が指定する日に山口市で行います。

詳細については、第一次試験の合格通知の際お知らせします。

五 配点

第一次試験及び第二次試験の配点については、次のとおりとします。

(一) 第一次試験

教養試験 五〇点

(二) 第二次試験

論文試験 四〇点

口述試験等 一四〇点

体力検査 六〇点

六 合格者の決定方法

(一) 第一次試験合格者は、試験の得点順に決定します。

ただし、教養試験の得点が平均点の五割未満の場合は、不合格となります。

(二) 最終合格者は、第一次試験の得点のいかんにかかわらず、第二次試験の結果に基づいて決定します。

ただし、論文試験の得点が平均点の五割以下の場合、口述試験等の得点が三十五点以下の場合、身体検査の基準を満たさない場合又は体力検査の二項目以上が基準に達しない場合若しくは一項目でも著しく基準を下回る場合は、不合格となります。

七 合格者の発表

(一) 第一次試験合格者

令和二年五月二十日(水曜日)とし、合格者の受験番号を山口県庁本館棟一階のエントランスホール及び山口県警察本部前の掲示板に掲示するとともに、合格者に文書で通知します。

(二) 最終合格者

令和二年七月中旬とし、合格者の受験番号を山口県庁本館棟一階のエントランスホール及び山口県警察本部前の掲示板に掲示するとともに、合格者に文書で通知します。

なお、発表日は、第二次試験当日にお知らせします。

(三) 試験の得点等の開示

試験の得点及び順位の開示は、山口県人事委員会事務局において行うので、試験の得点及び順位の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日(第一次試験の合格者にあつては、最終合格者の発表日)以後、来所の上、その旨を山口県人事委員会に申し出てください。

八 合格から採用までの経路及び給与

(一) 合格者は、山口県人事委員会が作成する採用候補者名簿に登録され、このうちから山口県警察本部長が採用者を決定します。この名簿は、原則として一年間有効です。

(二) 採用は、原則として令和三年四月一日に行われます。採用者は、山口県巡査に任命され、山口県警察学校に入校し、六月間の初任教養を受けた後、勤務箇所配置されます。

(三) 給与は、原則として、一般職の職員の給与に関する条例(昭和二十六年山口県条例第二号)別表第二の公安職給料表の一級二十三号給の給料月額が支給されるほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

九 受験手続及び受付期間

(一) 受験申込書の請求

令和二年三月六日(金曜日)以後に山口県人事委員会事務局(山口市滝町一番一号(郵便番号七五三-八五〇一))に請求してください。郵便で請求する場合は、封筒の表に「山口県警察官(A)受験申込書請求」と朱書し、百二十円分の切手を貼った宛先及び郵便番号を明記した返信用封筒(縦三十三・二センチメートル、横二十四センチメートルのもの)を必ず同封してください。

なお、受験申込書は、山口県内の警察署、交番及び駐在所にもあります。受験の申込み

受験申込書に必要な事項を記入し、受験票の郵便はがき欄に宛先及び郵便番号を明記の上、山口県人事委員会事務局に提出してください。

なお、郵送の場合は、封筒の表に「山口県警察官(A)受験申込書在中」と朱書し、必ず特定記録郵便等の確実な方法により送付してください。

(三) 受験上の希望事項

身体障害等がある者で試験当日に車椅子等補装具を使用するなど、受験に際しての希望事項がある者は、受験申込書の該当欄に必ずその内容を記入してください。

なお、記入に当たっては、山口県人事委員会事務局のホームページの「山口県職員採用試験情報」に掲載している「障害者への受験上の配慮に係る取扱要領」を参照してください。

(四) 受付の期間及び時間

令和二年三月六日(金曜日)から同年四月十五日(水曜日)まで(日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。)の午前八時三十分から午後五時十五分まで受け付けます。

なお、郵送の場合は、令和二年四月十五日までの消印のあるものに限り、インターネットを利用する方法による受験の申込み

(五) インターネットを利用する方法による受験の申込み

1 インターネットを利用する方法により受験の申込みをすることができます。

2 受験の申込みの受付期間及び受付時間

令和二年三月六日(金曜日)午前九時から同年四月八日(水曜日)午後五時まで

十 その他

この試験の詳細については、山口県人事委員会事務局(電話〇八三-九三三-四四七四)又は山口県警察本部警務部警務課(電話〇八三-九三三-〇一一〇)に問い合わせてください。



環境影響評価法の規定に基づく環境影響評価準備書の縦覧

環境影響評価法(平成九年法律第八十一号)第十四条第一項の規定により、環境影響

評価準備書（以下「準備書」という。）を作成したので、同法第十六条の規定により、次のとおり縦覧に供します。

令和二年三月六日

山口県知事 村岡 嗣政

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 山口県

代表者の氏名 村岡 嗣政

主たる事務所の所在地 山口市滝町一番一号

二 対象事業の名称、種類及び規模

名 称 木屋川水系木屋川ダム再開発事業

種 類 ダムの新築

規 模 貯水面積 二四五ヘクタール

三 対象事業が実施されるべき区域

下関市豊田町大字大河内

四 関係地域の範囲

下関市、長門市及び美祢市

五 準備書及びこれを要約した書類の縦覧の場所、期間及び時間

場 所 山口県土木建築部河川課、下関土木建築事務所、長門市土木建築事務所及び宇部土木建築事務所美祢支所並びに下関市環境部環境政策課及び下関市

豊田総合支所建設農林課、長門市市民福祉部生活環境課並びに美祢市市民福祉部生活環境課

期 間 令和二年三月六日から同年四月六日まで

時 間 午前八時三十分から午後五時十五分まで

六 意見書の提出

準備書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、環境影響評価法第十八条第一項の意見書の提出をすることができる。

七 意見書の提出期限及び提出先その他意見書の提出に必要な事項

(一) 意見書の提出は、令和二年四月二十日（月曜日）まで（郵送の場合は、四月二十日までの消印のあるものは、有効とする。）に山口市滝町一番一号（郵便番号七五

三―八五〇一）山口県土木建築部河川課にすること。

(二) 意見書には次に掲げる事項を記載すること。

1 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつてはそ

の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

- 2 意見書の提出の対象である準備書の名称
- 3 準備書についての環境の保全の見地からの意見
- (三) 意見書は日本語により、意見の理由も含めて記載すること。

環境影響評価法の規定に基づく準備書説明会の開催

環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）第十七条第一項の規定により、次のとおり準備書説明会を開催します。

令和二年三月六日

山口県知事 村岡 嗣政

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 山口県

代表者の氏名 村岡 嗣政

主たる事務所の所在地 山口市滝町一番一号

二 対象事業の名称、種類及び規模

名 称 木屋川水系木屋川ダム再開発事業

種 類 ダムの新築

規 模 貯水面積 二四五ヘクタール

三 対象事業が実施されるべき区域

下関市豊田町大字大河内

四 関係地域の範囲

下関市、長門市及び美祢市

五 準備書説明会の開催を予定する日時及び場所

日 時 令和二、三、一七 午後六時三〇分 下関市豊田生涯学習センター

〃 〃 一八 午後二時 山口県美祢合同庁舎

〃 〃 〃 午後六時三〇分 長門市俵山公民館

正 誤

令和二年二月十四日山口県告示第三十二号（県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等）

令和二年三月六日印刷
令和二年三月六日発行

発行人所

山口県知事庁

二	ページ
下	段
表中	箇所
分析計	誤
ガスクロマトグラフ質量分析計	正